

木造住宅耐震診断費補助金

補助金申請の手引き

木造住宅の耐震診断を行う場合、一定の条件を満たす方は、市の耐震診断補助を受けることができます。下記の条件に適合し、補助を希望する方は下記の説明に沿って、補助の手続きを進めて下さい。

補助を受けるための条件

1. 申請者自ら木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

☆借家、共同住宅及び長屋住宅は対象になりません。

2. 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建ての2階建て以下の木造在来工法によって造られている住宅であること。

☆事務所や店舗等、住宅の用途以外と併用の場合は延べ面積の半分以上が住宅として使用されている必要があります。また、木造一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル工法、丸太組工法等の住宅は対象なりません。

3. 住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

4. 市税を滞納していないこと。

5. 過去に耐震診断に係わる補助金の交付を受けていないこと。

6. 耐震診断方法は建築士が行う「一般診断法」又は「精密診断法」となります。

☆(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(改訂版)に定められた診断法です。

補助する金額

・補助対象経費の実支出額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、80,000円を限度とする。

*補助金は請負者に市が支払います。(代理受領制度。詳しくは建築指導担当まで)

耐震診断・改修についての相談先

- 千葉県建築士事務所協会東葛支部 050-1473-0898
- 千葉県建築士会野田支部 04-7127-2000

その他

- この補助事業は事前申請となりますので、ご利用される場合は事前にご相談下さい。
- 市から、建築士、施工業者のあっせんは行っておりませんのでご注意下さい。

問い合わせ 野田市役所 都市計画課 建築指導担当
04-7125-1111(内線 2686・2994)

補助を受けるまでの流れ

